



障害児通所支援に関する検討会って？



A. 2024年(令和6年)の法改正や報酬改定に向けて行われています。

8月4日から、厚生労働省の障害保健福祉部が実施する検討会議等で「障害児通所支援に関する検討会」が行われています。

障害児通所支援は、2023年に「厚生労働省」から「こども家庭庁省」に管轄が移管されることもあって、様々な議論が行われています。

[障害児通所支援](#)というのは「[児童発達支援\(センター\)](#)・[医療型児童発達支援](#)・[放課後等デイサービス](#)・[居宅訪問型児童発達支援](#)・[保育所等訪問支援](#)」のことでしたね。

障害児通所支援に関する現状の報告や、在り方に関する検討課題を抽出し、これを基にして、今後の制度の改正や報酬改定などを議論し、具体化させていこうというものなのです。

[事業所](#)が増えたことで身近な[地域](#)で支援が受けられるようになったのは良いことなのですが、同時にいろいろな課題が見えても来ました。

[適切な運営](#)や[支援の質の確保](#)といったことが問題として浮上してきたのですね。

そこで、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方が検討されているのです。

この検討会では、放課後等デイサービスだけにかかわらず、広く[子どもの最善の利益](#)について検討されているの。

本当は全部を書くことが一番良いのだけれど、ここでは放課後等デイサービスを中心に書いていくことにするわ。

詳しくは、厚生労働省のHPの「[障害児通所支援に関する検討会](#)」を参照してみてくださいね。

[児童福祉法](#)では

第6条2の2

4 放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設の通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

とされています。

児童発達支援と違って、[サービス提供時間](#)はほぼ似通ったものになっているけれど、対象年齢が6歳～18歳ということもあって、支援内容については児童発達支援よりも多岐にわたっているようね。

また、報酬の対象と考えた場合に、必ずしも相応しくないと考えられる支援等が行われている、という指摘は児童発達支援よりも多くの声が寄せられているの。

- ①支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないとみられるもの
- ②学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っているとみられるもの
- ③(学習塾以外の)一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っているともみられるもの

これは児童発達支援と同様の指摘がなされていて、学習支援のみだったりピアノを弾かせているだけ、絵画を描かせているだけなど、相応しくない支援等もあるとの指摘が挙げられているのね。

[サービス提供時間](#)のほとんどを送迎が占めており、実質的に送迎を目的とした利用形態である、との指摘も挙がっています。

これから求められること、として3つの方向性が見出されていて

「ガイドラインの見直し」

放課後等デイサービスガイドラインには、これまで学齢期の障害のある子どもへの発達支援(本人支援)の内容については詳細が示されていなかったの。

本人支援の内容として、小低・小高・中・高の4段階を想定の記事、家族支援等を検討。

「新たな類型」

児童発達支援と同様に、2つの類型を作り

「総合支援型(仮称)」として、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)全体をカバーして、支援を行う事業所と重点を置くべき支援内容を決めていく。

「特定プログラム特化型(仮称)」として、専門性の高い有効な[理学療法](#)、[作業療法](#)、[言語療法](#)等の発達支援を行う事業所に分類する。

「人員基準と報酬の新たな検討」

提供時間の長さや[家族支援](#)も報酬の対象として評価する。

これらのことが今回の検討で見直しが必要とされ議論されています。

[《MENU》](#)

[《大人になった時に必要なことは？](#)

[送迎は必ずしてもらえるものなの？》](#)

2022-12-26 掲載